

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月26日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 299-1144

住 所 千葉県君津市東坂田四丁目7番20号

法人名 医療法人新都市医療研究会「君津」会

代表者 池田 重雄

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0439-52-2366

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	玄々堂君津病院
事業場の所在地	千葉県君津市東坂田四丁目7番20号
計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 医療、福祉 中分類：
②事業の規模	入院病床160床
③従業員数	医療従事者416人 非医療従事者80人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙 (管理体制)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	135.2 t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の処分コストを意識することにより感染性廃棄物の排出抑制に取り組んでいる。また、セット化された診療材料や医薬品を使用することにより廃棄物の排出抑制に取り組んでいる。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	133 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、廃棄物の処分コストを意識するよう努める。また、診療材料や医薬品の無駄な使用を減らし、廃棄物の排出抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 医療現場より排出される産業廃棄物は感染性廃棄物が主であり、二次感染防止の為、特別産業廃棄物の分別は困難である。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の通り、感染性廃棄物の分別は困難であるが、無駄な使用を控え減量に努める。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>医療現場より排出される産業廃棄物は感染性産業廃棄物が殆どである為、感染の危険性を考え再利用ができないのが現状である。</p>		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>現状の通り感染性廃棄物は再利用ができない為、再利用は計画していない。</p>		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>医療現場より排出される産業廃棄物は感染性廃棄物が殆どであり、自ら行う中間処理では十分な処理が行えない。また、大変な経費が掛かる為、中間処理を行えないのが現状である。</p>			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>現状の通り、医療現場より排出される産業廃棄物は感染性廃棄物が殆どであり、自ら行う中間処理では十分な処理が行えず大変な経費が掛かる為、自ら行う中間処理は計画していない。</p>			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>医療現場より排出される産業廃棄物は感染性廃棄物であり、十分な処理が必要である為、自ら行う埋立処分はできない。委託業者による焼却・埋立処分を行っている。</p>		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>現状の通り、医療現場より排出される産業廃棄物は感染性廃棄物であり、十分な処理を行う必要がある為、自ら行う埋立処分は出来ない。今後も委託業者による焼却・埋立処分を予定している。</p>		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	135.2 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	135.2 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>感染の危険性から再利用できない廃棄物である為、資源として利用するには処理業者による熱回収が有効と考えている。今後も熱回収することのできる処理業者と契約を継続したい。</p>		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	133 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	133 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 今後も認定熱回収することのできる業者との契約を継続する。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		135.2 t
(今後実施する予定の取組等) 令和元年12月より電子マニフェスト導入。 今後も継続して電子マニフェストを活用していく。			
※事務処理欄			

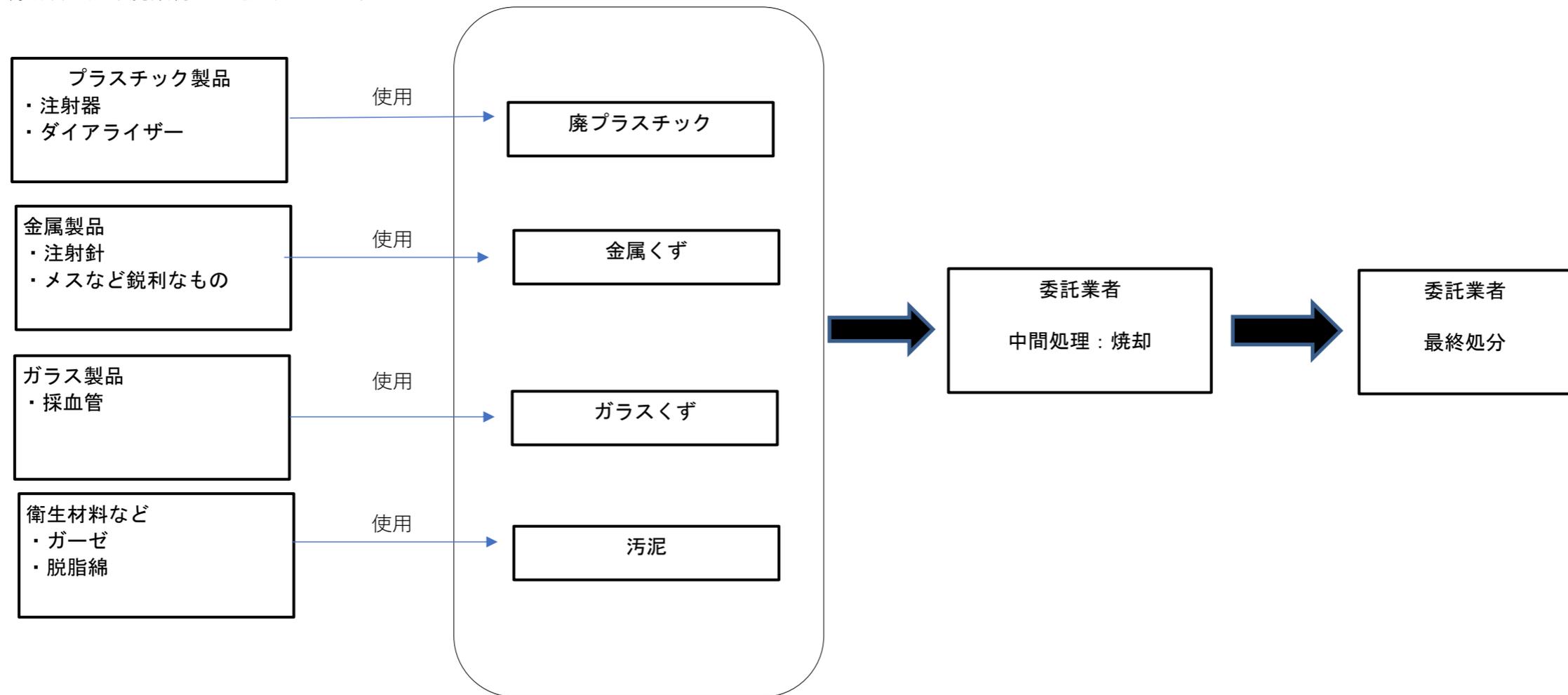
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

別紙（処理工程）

当該事業場において現に行っている事業に関する事項（第1面）

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



別紙（管理体制）

